

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成31年2月1日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 <small>いなかず ひさし</small> 稲員 央
	賃金指導官 若月 知宏
	電話 03-3512-1614

## 「東京都最低賃金の履行確保を重点とする監督指導」を実施しています

— 都内労働基準監督署(支署)で集中的な重点監督指導を実施 —

東京労働局(局長 まえだよし のぶ 前田芳延)は、平成30年10月1日に改定発効した東京都最低賃金(時間額985円)の履行確保を図るため、都内の全18労働基準監督署(支署)において、1月、2月に集中的に「東京都最低賃金の履行確保を重点とする監督指導」を実施し、最低賃金法違反の是正指導を行っています。

また、東京労働局では、引き続き最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進しています。

### 1 東京都最低賃金の履行確保を重点とする監督の実施

東京労働局では、平成30年10月1日に改定発効した東京都最低賃金(時間額985円)について、これまで集中的な周知広報活動を実施してきたところです。

管内の全18労働基準監督署(支署)においては、1月、2月に集中的に「最低賃金履行確保を重点とする監督指導」を実施し、最低賃金法違反が認められた場合には、是正を指導しています。

昨年同時期の監督指導においては、最低賃金以上の賃金を支払っていなかった事業場の割合は17.6%に達しています。

今年も、重点監督の実施により、東京都最低賃金の履行確保を図ってまいります。

### 2 中小企業・小規模事業者に対する支援施策の推進

東京労働局では、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者に対する支援として、「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」等の助成金制度の活用を促すとともに、生産性向上による賃金引上げ等様々な経営・労務管理に関する課題について、「東京働き方改革推進支援センター(委託事業)」(電話 0120-662-556)において、ワンストップで無料相談に応じるなど、中小企業・小規模事業者の支援に取り組んでいます。

## [参考]

### 1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況		
	監督実施 事業場数	最賃支払 義務違反 事業場数	違反率 ( )内は全国	適用される最賃 額を知っている	金額は知らない が適用されるこ とは知っている	最賃が適用され ることは知らな かった
平成21年	143 <sup>件</sup>	13 <sup>件</sup>	9.1% (8.5)	46.2%	53.8%	0.0%
平成22年	227	27	11.9 (7.8)	22.2	63.0	14.8
平成23年	419	88	21.0 (10.4)	36.4	51.1	12.5
平成24年	464	88	19.0 (8.3)	34.1	61.4	4.5
平成25年	484	64	13.2 (9.6)	42.2	40.6	17.2
平成26年	669	107	16.0 (10.7)	37.4	54.2	8.4
平成27年	630	124	19.7 (11.6)	43.5	46.0	10.5
平成28年	600	138	23.0 (13.3)	37.7	52.2	10.1
平成29年	787	177	22.5 (14.1)	40.1	53.7	6.2
平成30年	710	125	17.6 (12.7)	42.4	48.8	8.8

### 2 助成金制度についての問い合わせ先

#### (1) 業務改善助成金

東京働き方改革推進支援センター（相談窓口）

電話 0120-662-556

東京労働局雇用環境・均等部企画課（助成金担当）（申請窓口）

電話03-6893-1100

#### (2) キャリアアップ助成金

事業所の所在地を管轄するハローワーク又は

東京労働局ハローワーク助成金事務センター

電話03-5332-6923